

ヒロシマMIKANマラソン大会協賛等募集要項

ヒロシマMIKANマラソン大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、ヒロシマMIKANマラソン大会（以下「大会」という。）の趣旨を理解し、協賛していただける企業、団体等（以下「企業等」という。）を募集します。

1 目的

大会の運営に資することを目的とします。

2 協賛企業とは

大会の運営に資することを目的として、協賛をしていただける企業等です。

3 特別協賛及び一般協賛の特典

協賛区分		協賛金額	特 典
A	特別協賛	25万円以上 【先着3名】	・大会プログラム広告（全面カラー）掲載 ・参加者ナンバーカードへ企業等名掲載 ・式典会場バックパネル（上段）に企業等名掲載
B	一般協賛	15万円以上 【先着5名】	・大会プログラム広告（全面）掲載 ・式典会場バックパネル（中段以下）に企業等名掲載
C	一般協賛	10万円 【先着2名】	・大会プログラム広告（表紙の裏面又は裏表紙の裏面）掲載
D	広告協賛 (大会プログラムに広告掲載)	8万円	全面広告（縦26.2cm×横18cm）
		5万円	1/2広告（縦12.6cm×横18cm）
		2万円	1/4広告（縦6.7cm×横18cm）

※物品協賛につきましては、金銭換算相当額をもって区分します。

※ナンバーカード及びバックパネルへの掲載数は金額により按分しますのでご承知ください。

4 協賛申込み方法

別紙「ヒロシマMIKANマラソン大会協賛等申込書」を実行委員会事務局へ郵送、FAX、直接持参のいずれかの方法で提出してください。

5 協賛金の支払いについて

- (1) 「特別協賛」及び「一般協賛」については、先着順となるため、事務局からの受付完了の連絡後に支払いとなりますので、ご注意ください。
- (2) 広告協賛については、同封しております振込票でお願いします。(広島銀行本支店間のみ手数料不要)

6 その他

- (1) 本大会がやむを得ない事情で中止になった場合でも、既に受領済みの協賛金等はお返しできませんので、御承知ください。
- (2) 協賛企業が得られる特典の効力は、申し込みが受理された日から発生し、大会開催年の3月31日をもって消滅するものとします。
- (3) 企業等名・広告の掲載の位置や順序等については、実行委員会で調整させていただきます。
- (4) 本大会にふさわしくない企業・団体からの協賛は受理できません。協賛の可否は実行委員会で審査の上、決定します。

【協賛を受理できない企業・団体等の例】

- ・ 政治および宗教性のあるもの
- ・ 風俗営業法等の規制および業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するまたはこれに類するもの
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する企業（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号の規定に該当するもの
- ・ 大会運営に支障をきたすおそれのあるもの
- ・ その他実行委員会がふさわしくないと判断したもの